

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成19年1月25日

平成24年3月末に適格退職年金が廃止されることは既にDCNewsでも紹介しましたが、残り5年余りとなって、廃止に絡んだ問題点が十分理解されていない点が懸念され始めています。改めてポイントを整理しましたのでご参考にして下さい。

## 適年廃止に伴う問題点

### 非課税措置の廃止後に予想されるトラブル

国税庁が所管する税制適格退職年金制度(以下「適年」)の廃止まで、残すところ5年余りとなりました。未だに4万社以上の企業が適年契約を継続中(平成18年3月末時点約4万5千社)と推定されます。廃止1年前には新制度への移行を終えるか、少なくとも平成24年3月までに年金資産の移換を完了しておかないと、廃止後の課税対象状態での資産移換により思わぬ課税負担が発生し、トラブルになることが予想されます。下記に廃止後に想定される問題点をまとめてみました。

想定される適年廃止後の問題点	
1	【新制度移行時】 一旦、会社に返還される適年の解約金が益金扱いされて課税対象となる
2	【旧制度継続時】 年金給付金が公的年金等控除の適用外となり年金受給者の手取り額が減少する
3	【旧制度継続時】 退職一時金が退職所得控除の適用外となってしまう課税負担が重くなる

### 適年解約返戻金への課税

廃止前であれば、適年の掛金は企業からの拠出時には損金非課税扱いとされ、生命保険会社や信託銀行などの適年契約先(総幹事)での外部積立資産(特別法人税等1.173%の対象だが、平成20年3月まで課税凍結中で非課税)として管理運用されます。

仮に移行先の新制度をDCとした場合、適年の解約返戻金は個々の従業員の個人別管理資産として新制度へ移換されますが、その際は一旦、総幹事が

ら企業へ積立資産が返還され、予め定めた資産移換日に企業からDCの資産管理機関へ移換されます。

このため、適年廃止前までに解約・移換を終えると非課税扱いとされ一安心なのですが、平成24年4月以降に解約すると、積立資産を返還された段階で益金として課税されてしまいます。仮に1億円の積立資産が返還された場合、本来非課税だったにもかかわらず、概算で約4千万円もの法人税等を徴収されることとなり、中小企業の経営者にとっては知らなかったでは済まされない問題だと言えます。

### 受給者にも周知徹底と代替措置の必要あり

同様にトラブルの原因になりそうなのが、適年から既に年金の給付を受けている受給者の存在です。新制度へ移行しないままだと、適年廃止後は年金給付に対する公的年金等控除もなくなるので、その分手取り額が減少します。

このため、適年廃止に伴う代替措置として、年金での支払いに相当する一時金の支給について、残存資産で一括精算することを提案し同意を得る必要があるでしょう。一方、適年廃止後も残存資産で受給者への給付だけを続ける場合(閉鎖型適年)も、控除適用外に伴う手取り額減少について、事前に十分説明する必要があります。

### 退職所得控除の適用除外にはさらに注意が必要

また、退職時の支給を一時金にする場合、適年廃止前は勤続年数分の退職所得控除(勤続20年までの勤続年数×40万円+勤続21年以降の勤続年数×70万円。勤続37年=控除額1,990万円)によって課税負担が大きく軽減されますが、廃止後は退職所得控除が適用されなくなります。影響がより大きくなるので注意が必要です。

特に年金ご担当者の方には、以上の点について、改めてご確認頂けますようお願いいたします。